

ネットとうほく 2016 (検) 第 2 号-5  
2019 年 (令和元年) 5 月 27 日

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町 1 丁目 3 番  
東京ガーデンテラス紀尾井町  
紀尾井タワー 2 3 階  
ワイジェイ F X 株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライツシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477



## 申入書

平成 31 年 3 月 18 日付で回答をいただきありがとうございました。

貴社の回答書によると、当団体が問題として指摘した貴社約款の免責条項（「外貨 ex」約款 31 条、「オプトレ！」約款 27 条、「C-NEX」契約条項 29 条）は「貴社の責めに帰すべき事由により生じた損害まで免責する趣旨ではない」ことから、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号や、同項 3 号に該当しないとの見解が示されております。

しかし、上記約款の文言には、貴社が指摘するような趣旨の限定はないことから、「故意又は重大な過失がある場合は責任を負うが、故意又は重大な過失ではない（すなわち軽過失）場合は何ら責任を負わない」ととらえるのが素直な解釈であり、消費者契約法第 8 条 1 項 1 号や、同項 3 号に該当すると言わざるを得ません。したがって、貴社からの回答を受け入れることはいたしかねます。

なお、当団体は、前回のご通知(平成30年11月29日付け)において、貴社の各契約約款が消費者との間の契約に使用される可能性があることを前提に、消費者との間の契約に本件免責条項を用いることの停止(条項の是正)を求める趣旨であることをお伝えしておりました。そこで、例えば、現行約款の免責条項(「外貨e x」約款31条、「オプトレ!」約款27条、「C-NEX」契約条項29条)そのものは変えないとしても、その条文の柱書に追記で

「ただし、お客様が消費者契約法の『消費者』に該当する場合には、消費者契約法の定めにしたがうものとします」

といった趣旨の文言を設けること等により、消費者契約法違反の問題がないことを明確にする措置を講じるよう申し入れます。

貴社においては、改正民法施行を踏まえ来年4月までに約款全体の見直しを行う方針とのことですので、その際には、上記のような文案も参考にご検討をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上